千葉市公立保育所及び認定こども園「紙おむつのサブスクリプションサービス」

災害時における救援物資の提供等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）及び株式会社ブリッジウェル（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時の物資提供に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、千葉市内で地震・風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に協力を要請する際に必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第２条　甲は災害時において必要と認めるときは、以下の協力事項（以下「物資提供協力」とする。）について、乙に要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資提供協力について、積極的に努めるものとする。

＜物資提供協力　内容＞

１　乙は、乙のおむつサブスクサービス（以下、「サービス」という。）を利用する保育施設に在庫として保管されている紙おむつ及びおしりふき（以下、「紙おむつ等」という。）を甲に無償で提供するものとする。

２　乙は、第１項の要請があったときは、保育施設に製品の補充等が行えるよう体制を整えるなど甲の支援に努めるものとする。ただし、道路の不通、停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

３　乙は、第１項の要請があったときは、同項に規定された在庫の無償の提供のほか、甲が必要とする紙おむつ等を発注したときには、甲の発注を他の発注に優先し、安定して甲に供給することに努めるものとする。

４　第３項で発注された紙おむつ等の引渡し場所は、サービスを利用する施設とし、物資提供協力期間中の納品物は期間終了の翌月末までに乙から甲へ書面（電子メールに添付する方法を含む。）により報告するものとする。

５　甲が乙に第１項の要請をするときは、乙が作成した申請フォーム（救援物資提供要請書（電子メールに添付する方法を含む））を使用し、行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、サービスを利用する施設は事前の許可なく施設にある在庫を利用できるものとし、事後に申請フ

ォームを提出することとする。

６　物資提供協力期間は、甲が乙に協力を要請した日から継続し、甲が乙に対し本期間の終了を通知した日をもって終了するものとする。

（費用の負担）
第４条　原則として紙おむつ等の対価については、おむつサブスクサービスを利用する保育施設の在庫については無償とし、物資提供協力期間中の追加発注分については、甲が負担するものとし、救援物資提供要請書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）
第５条　甲及び乙は、本協定に基づく取組の実施にあたり知り得た情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

２　前項に定める義務は、本協定の終了後も秘密が公知になるまでは存続するものとする。

（有効期間）
第６条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲及び乙から本協定の終了の申し出がない場合は、本協定の有効期間が１年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（変更又は解除）
第７条　甲及び乙のいずれかが、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（協議）
第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙で協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名の上、各自１通を保有するものとする。

令和７年　１１月　１日

甲：千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市
千葉市長　神　谷　俊　一　印

乙：東京都江東区高橋１４－３　盛市ビル３階
株式会社ブリッジウェル
代表取締役社長　石　橋　真　彦　印